

○学会等開催助成に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、愛知大学（以下「本学」という。）で開催される全国学会等に対する助成に関し必要な事項を定める。

(助成の要件)

第2条 助成は、開催学会等が次の各号の要件を満たしている場合に行う。

(1) 原則として、全国規模の学会等であること

(2) 本学の専任教員（客員教員を含む。）で当該学会等に会員として籍を有し、かつ学会等開催当日の運営に当たって責任ある役割を担っていること

(3) 学会等開催の所要経費につき当該学会等又は当日参加学会員に自己負担があること

2 国際学会等を本学で開催する場合には、原則として国内学会の助成基準に準ずるものとする。ただし、特別の経費が見込まれる場合は大学協議会において審議するものとする。

(助成の種類)

第3条 助成の種類は、次のとおりとする。

(1) 施設使用料

本学の業務に支障ない範囲で、原則として無償にて貸与する。

(2) 光熱水費

前号の施設設備使用にかかる電気料金、水道料金、ガス代料金等は、全額免除する。

(3) 補助金

第4条各号に定めた経費を補助対象経費とし、次のいずれか低い金額を上限として補助金を交付する。

イ 学会本部負担金と学会参加費の合計額

ロ 別表全国学会等補助金額基準の金額

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 講演会等講師謝金

(2) 開催者が負担することとなる旅費

(3) 設営費（アルバイト人件費を含む。）

(4) 印刷費

(5) 通信運搬費

(6) 消耗品費

(7) 文具費

(8) 雑費

(9) その他本学が必要と認めた経費

(助成の申請)

第5条 この規程により助成を受けようとするときは、学会等開催助成申請書に関係書類（学会等計画書等）を添付して、学会等開催年度の前年度の11月末日までに学長に申請するものとする。

(助成の決定)

第6条 助成は、前条の申請に基づき、研究委員会の議を経て、学長が決定する。

2 助成決定後、当該学会の開催計画を大幅に変更する場合は、研究委員会の承認を得て学長に申し出なければならない。

(補助金の交付)

第7条 助成のうち補助金の交付を受けようとするときには、学会等開催に伴う補助金交付申請書に、収支予算書及び開催要項等を添付して、学会等開催1ヵ月前までに学長に申請するものとする。

2 補助金は、第8条に定めた学会等終了報告書の提出をもって補助金額を決定し、申請者に交付する。ただし、学会等開催の事前準備のため所要経費の支払を必要とする場合には、概算額を仮払で交付することができる。

(終了報告及び仮払金の精算)

第8条 助成のうち補助金の交付を申請した者は、学会等終了後1ヵ月以内に収支決算書及び支出額に見合う領収書を添付した終了報告書を学長に提出しなければならない。

2 前条により、概算額で仮払を受けた者は、1ヵ月以内に精算しなければならない。精算に当たって、既仮払金が補助金交付決定額を下回っているときは、その差額について追加交付を受けることができる。ただし、補助金交付決定額より既仮払金が上回っている場合には、その差額を本学に戻入しなければならない。

(事務の取扱い)

第9条 学会等開催に関する助成事務は、研究支援課又は総務課が行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この内規は、1991年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (ガバナンス体制の見直し及び内規の改廃手続の明確化に伴う改正)

この内規は、2025年4月1日から施行する。

別表 全国学会等補助金額基準

| 出席学会員実数 | 補助金額 (上限) |
|--------------|-----------|
| 30名未満 | 10万円 |
| 30名以上50名未満 | 20万円 |
| 50名以上100名未満 | 25万円 |
| 100名以上150名未満 | 30万円 |
| 150名以上200名未満 | 35万円 |
| 200名以上300名未満 | 40万円 |
| 300名以上400名未満 | 50万円 |
| 400名以上500名未満 | 60万円 |
| 500名以上800名未満 | 80万円 |
| 800名以上 | 90万円 |

備考

- 1 合宿を伴う学会の場合には、10万円を限度として加算することができる。
- 2 地域学会の場合には、上表を適用せず最高限度額を7万円とする。